保医発 0628 第２号
令和６年６月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）を下記のとおり改正し、令和６年７月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１第２章第３部第１節Ｄ０１４（11）を次のように改正する。

（11）　抗カルジオリピンＩｇG抗体、抗カルジオリピンＩｇM抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇG抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇM抗体

ア　「30」の抗カルジオリピンＩｇM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＥＬＩＳＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。

イ　「30」の抗 β_2グリコプロテインＩＩｇG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥＩＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。

ウ　「30」の抗 β_2グリコプロテインＩＩｇM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥＩＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施し

た場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。

エ　「30」の抗カルジオリピンＩｇＧ抗体、抗カルジオリピンＩｇＭ抗体、抗β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体及び抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体を併せて実施した場合は、主たるもの３つに限り算定する。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０１３（略） Ｄ０１４　自己抗体検査 （１）～(10)　（略） (11)　抗カルジオリピンＩｇＧ抗体、抗カルジオリピンＩｇＭ抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体 ア　「30」の抗カルジオリピンＩｇＭ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＥＬＩＳＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。 イ　「30」の抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥＩＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。 ウ　「30」の抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥ	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０１３（略） Ｄ０１４　自己抗体検査 （１）～(10)　（略） (11)　抗カルジオリピンＩｇＧ抗体、抗カルジオリピンＩｇＭ抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体 ア　「30」の抗カルジオリピンＩｇＭ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＥＬＩＳＡ法又はＣＬＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。 イ　「30」の抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥＩＡ法又はＣＬＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。 ウ　「30」の抗 β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥ

ＩＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。	ＩＡ法又はＣＬＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。
エ　「30」の抗カルジオリピンＩｇG抗体、抗カルジオリピンＩｇM抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇG抗体及び抗 β_2グリコプロテインＩＩｇM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの３つに限り算定する。	エ　「30」の抗カルジオリピンＩｇG抗体、抗カルジオリピンＩｇM抗体、抗 β_2グリコプロテインＩＩｇG抗体及び抗 β_2グリコプロテインＩＩｇM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの３つに限り算定する。
(12)～(30)　(略)	(12)～(30)　(略)
Ｄ０１５～Ｄ０２５　(略)	Ｄ０１５～Ｄ０２５　(略)
第２款　(略)	第２款　(略)
第２節　削除	第２節　削除
第３節・第４節　(略)	第３節・第４節　(略)
第４部～第 14 部　(略)	第４部～第 14 部　(略)
第３章　(略)	第３章　(略)